

新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県高等学校文化連盟各大会等実施ガイドライン

沖縄県高等学校文化連盟

I はじめに

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症対策に当たり、沖縄県から通知された「新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県主催イベント等実施ガイドライン」及び沖縄県教育委員会が示す「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき、沖縄県高等学校文化連盟及び本連盟各専門部（以下「主催者」）が行う大会、公演、発表会、交流会、コンクール、コンテスト、作品展、講習会等（以下「大会」）の開催に関する考え方を示すものである。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）の3条件（いわゆる「3つの密」）の場では、感染を拡大させるリスクが高いとされるため、本ガイドラインにより、3密環境の発生を極力防止し、感染回避に徹底して取り組むことを旨とする。

2 大会開催可否の目安と来場者の入場について

(1) 大会開催の目安と大会中止等の判断

以下を大会開催の目安とするが、本ガイドラインに基づく感染症対策を十分に講じることができない場合は、大会の緊急性、必要性等を踏まえ、中止、延期または規模縮小等についても検討する。

① 「新型コロナウイルス感染症に係る県立学校における地域の感染レベル別の感染症対策」（沖縄県教育委員会）に基づき、大会開催の判断をする。

主として、大会開催地の地域の感染レベルを目安とするが、その他の地域の感染レベル等も考慮に入れ判断するものとする。

地域の感染 レベル	大会の開催
レベル3[3]	中止または延期
レベル3[2]	中止または延期
レベル3[1]	規模縮小、無観客等の措置を講じ、可能な限り感染症対策を行った上で開催 もしくは、中止または延期
レベル2[2]	規模縮小、無観客等の措置を講じ、可能な限り感染症対策を行った上で開催
レベル2[1]	可能な限り感染症対策を行った上で通常どおり開催
レベル1	可能な限り感染症対策を行った上で通常どおり開催

② 県の緊急事態宣言発出中の大会においては、中止または延期を検討する。

※上位大会へ選出するための大会については、最大限の規模縮小及び感染症対策を行うことで開催できることがある。

③ 大会期間中、大会参加者（生徒、部顧問、引率責任者、大会運営者等）、及び観客を含む大会来場者（以下「来場者」）から感染者が出た場合は、大会を中止する。

④ 県教委より新型コロナウイルス感染拡大防止に関わる新たな指示が発出された場合は、その指示に従う。

⑤ 開催時の状況を鑑みて、充分なコロナ対策を取った上で、上記の判断基準に準ぜず大会を開催することができる。

(2) 大会における来場者の入場について

- ① 来場者は大会参加生徒の保護者及び大会関係者に限定する。
※作品展に関しては、作品発表の特性上、柔軟に対応できる。
- ② 会場の収容定員や感染リスクを鑑み、来場者を入れない（無観客）大会もある。
- ③ 来場者を入れるとした大会でも、感染拡大の状況によって無観客に変更することがある。
- ④ 収容定員等については、沖縄県の示す「新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県主催イベント等実施ガイドライン」に準拠すること。

3 主催者の事前準備について

(1) 大会マニュアルの作成について

主催者が大会開催を企画する場合には、本ガイドラインに沿って大会マニュアルを作成する。その際、主催者は以下の6つの項目について、感染リスクの評価を行い、必要な措置を講じることとする。

- ① 開催規模（参加人数、収集範囲）
- ② 開催場所（換気の状態）
- ③ 開催期間・時間（同一空間での滞在時間）
- ④ 大会参加者、来場者同士の距離（近距離または対面）
- ⑤ 大会参加者、来場者の特性（高齢者や基礎疾患を有する者）
- ⑥ 不特定多数か否か

※必要措置として以下のことを検討する。参加人数の制限、分散開催、開会式・閉会式の中止または縮小、生徒交流会の中止、無観客での開催

(2) 関係機関との連携体制の構築

主催者は開催場所、施設の新型コロナウイルス感染症に係るガイドラインを確認し、施設管理者との連携を図る。

また、開催場所、施設のある地域における保健所等と連携が取れるよう考慮する。

4 大会への参加要件

生徒、部顧問、引率責任者及び大会関係者、また、来場者は以下の要件を満たし、大会に参加するものとする。

(1) 通常通りの教育活動が行われている学校の者

※学校の全部が臨時休業（休校）中の学校の生徒、部顧問、引率責任者及び大会関係者の大会参加は認めない。

※学校の一部が臨時休業（休校）中の場合、臨時休業（休校）の対象となる生徒、部顧問、引率責任者及び大会関係者の大会参加は認めない。

(2) 発熱の症状がない者（体温37.4度以下）

(3) 風邪の症状がない者

(4) 過去14日間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬がない者

※過去14日間以内に発熱等の症状があった場合でも、その症状がなくなり、コロナウイルス感染の疑いがない場合は参加を認めるものとする。

(5) 過去14日間以内に県外地域や国への訪問歴がある場合、帰沖時のPCR検査等で陰性の者

(6) 参加生徒においては、保護者の同意が得られる者

※学校関係者においては、後述「5 事前に大会参加者に周知すること」の「同意書」及び「健康観察シート」で確認し、来場者においては、後述「8 来場者への対応について」の「健康状態申告書（様式1）」で確認するものとする。

5 事前に大会参加者に周知すること

引率責任者等は、大会開催前に大会参加者等に対して以下のことを周知し、対策を講じる。

(1) 同意書について

- ① 引率責任者は、生徒と保護者連署による「同意書」(別紙)を取り、各学校で大会終了後1ヶ月間保管する。

(2) 大会開催前日までの健康観察の実施

- ① 生徒、部顧問、引率責任者、大会運営者等は、「健康観察シート」(別紙)を使用し、健康状態を7日前から記録するとともに、部顧問または引率責任者は適宜確認を行う。
※学校で使用している健康チェックシートがある場合は代用可。
- ② 息苦しさ、強いだるさ、発熱、風邪症状が一つでもある場合は学校を休み、場合によってはかかりつけ医等に受診するよう保護者に促す。
- ③ 上記②の症状が出た生徒においては活動を中止し、その他の生徒を含めた健康観察を行う。また、学校管理者に報告の上、その後の対応を講じる。

(3) 大会開催時

- ① 大会参加者に当日の検温を義務付け、発熱等のかぜ症状がみられる場合は参加させない。
- ② 大会参加者に基本的な感染症対策（咳エチケット、手指消毒、手洗い、マスク着用）を徹底させる。
- ③ 引率責任者は参加生徒の検温結果や体調を確認し、大会責任者に報告する。

(4) 大会終了後

- ① 大会終了後1週間、健康観察を継続して実施するとともに、部顧問または引率責任者は健康観察シートを管理する。

(5) 離島からの参加について

- ① 航空便を利用する際、引率責任者は航空機の座席番号等を記録しておく。
- ② 宿泊を伴う場合は、大部屋ではなく、できるだけ少人数の小部屋とし、引率責任者は体調不良者等の対応について事前に宿泊先と調整しておく。
- ③ 大会参加時における保護者に代わる緊急時対応者を事前に学校管理者と調整する。

6 大会の実施方法について

- (1) 本ガイドライン及びこれを踏まえた大会運営方法を講じ、参加者への周知を図る。
- (2) 使用する施設の利用規定、及びガイドラインに基づいて大会を実施する。
- (3) 入館、受付時における3密を回避する。
- (4) 発熱等の体調不良者の入場を制限するための体制を整える。
- (5) 基本的な感染症対策（咳エチケット、手指消毒、手洗い、マスク着用）を徹底する。
- (6) 控え室や楽屋等における3密を回避する。
- (7) ステージを利用する場合は、飛沫防止のため観客席との間に十分な距離を確保する。
- (8) 出場者同士の間隔を確保する。
- (9) マイクは適宜消毒を実施する。
- (10) 楽器等は使用者による管理を徹底し、他人が触れないようにする。
- (11) 関係者以外の控え室や楽屋への出入りを禁止する。
- (12) 個人のゴミは持ち帰るよう周知する。

7 会場等の環境整備について

- (1) 会場等では、密閉空間とならないよう十分な換気を行う。原則、開放（2方向以上の窓を同時に開けるなど換気を励行する）とする。また、開放が難しい場合は30分から1時間ごとに1回活動を休止し、10分程度の換気を行う。

- (2) 手指消毒ができるよう消毒液を設置するとともに、多くの生徒が手を触れる場所等は適宜消毒を行う。
- (3) 来場者を伴う場合は、人と人の距離を最低1m確保するよう座席等を指定する。
- (4) 体調不良者の待機場所を確保する。

8 来場者への対応について

- 来場者の入場を許可する大会においては、以下の対応を行う。
- (1) 入館、受付時に検温を義務付け、発熱、風邪症状等がみられる場合は入場を許可しない。
 - (2) 入館、受付時に「健康状態申告書（様式1）」を提出してもらう。
※「健康状態申告書」の提出に際しては、参加者に感染者または感染疑い者がいた場合に備え、氏名及び緊急連絡先を把握し、その情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。ただし、収集した個人情報は、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することがない旨を明記する。
 - (3) 基本的な感染症対策（咳エチケット、手指消毒、手洗い、マスク着用）を徹底してもらう。
 - (4) 身体的距離（フィジカルディスタンス）の確保を周知する。
 - (5) 参加生徒への声援、来場者同士の会話・接触を控えるよう周知する。
 - (6) 開始直前、終了直後及び休憩中に人が滞留しないよう、段階的な出入り等の工夫を行う。

9 大会参加者が感染した場合の対応について

主催者は、感染者または感染疑い者がいた場合に備え、引率責任者、保護者、学校管理者、施設管理者、保健所等関係機関の連携体制を整える。

- (1) 大会前
 - ① 感染者及び濃厚接触者と特定された者は参加できない。
ただし、感染者や濃厚接触者が、治療や療養が終了し、保健所や医師等の指示のもと再登校し、体調及び体力が十分回復した時点で、大会参加を認められる。
 - ② 参加申込後の出演者、またはメンバーの変更については、主催者が判断し決定する。
- (2) 大会期間中
 - ① 大会期間中に、発熱等のかぜの症状を訴える大会参加者がいた場合は、直ちに帰宅させる。なお、生徒の場合は、保護者等に連絡の上、安全に帰宅させる。
 - ② 上記①の場合における大会の継続の可否については、大会責任者が状況を確認し決定する。
 - ③ 上記①または②となった場合、大会の結果等の取扱いについては、主催者が判断し決定する。
- (3) 大会後
 - ① 主催者は可能な範囲で来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成し、大会終了後1ヶ月間保存する。
 - ② 大会終了後2週間以内に感染が疑われる者がいた場合、速やかに高文連及び関係機関に報告する。また、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
 - ③ 大会参加者の氏名及び緊急連絡先の個人情報の取り扱いは、法令を遵守するとともに名簿等の適正な管理を徹底する。

10 その他

- (1) 大会が開催できなかった場合、九州大会、全国大会等の上位大会の参加者の選考方法について検討の上、事前に各参加校に了承を得ておく。
- (2) 本ガイドラインは、県内での新型コロナウイルス感染症拡大の兆候があった場合等、県の指針等を踏まえ、見直しを行うものとする。